

# 令和8年度利用料補助のお知らせ

## ♪補助対象となる施設

### 認可外保育施設

※一部対象外の施設があります。対象施設一覧はホームページをご確認ください。

## ♪補助対象となる方

次の①～⑤すべての要件に該当する方が対象となります。

- ①0～2歳児クラスまでの住民税課税世帯のお子さんであること  
※保護者の所得によっては祖父母の所得を合算して課税判定をする場合があります。
- ②お子さんと保護者が川口市の住民基本台帳に記録され、川口市内に居住していること
- ③保護者が教育・保育給付認定(2号又は3号)を受けていること  
※補助金対象月の前月末までに教育・保育給付認定の申請手続きを行うことが必要です！  
※既に認定を受けている方であっても、「保育の必要性の事由」が無いことが判明した場合、補助対象にはなりません。(例)就労の認定を受けているが、既に退職している。育児休業を取得して、勤務していない。
- ④認可外保育施設の利用料を滞納していないこと
- ⑤お子さんが認可保育施設に在籍していないこと

・裏面「川口市認可外保育施設利用料補助金の交付対象世帯確認書」にて、対象となるか必ず確認してください。  
・0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さんと3～5歳児クラスまでのお子さんについては幼児教育・保育無償化の対象となります。

## ♪補助金額

月額10,000円(上限額)

## ♪補助申請手続き

下表のとおり年4回の交付となりますので、申請月内に申請を行ってください。  
※同一年度内であれば補助金をまとめて申請することも可能ですが、予算上限に達した時点で受付を終了する場合がございますので、ご注意ください。  
※年度を遡って請求することは出来ませんので、ご注意ください。

### ◇申請に必要となる書類

- ①川口市認可外保育施設利用料補助金交付申請書兼請求書(川口市所定の様式)  
※申請書兼請求書の書式は川口市のホームページからダウンロードしてください。
- ②住民税が課税されていることを証明する書類  
(但し、住民税の賦課期日時点で川口市に住民登録があり、税の申告がお済みの場合は不要)  
※A：4月から8月利用分までは前年度分の書類が必要となります。  
B：9月から3月利用分までは今年度分の書類が必要となります。

### ◇提出方法 持参又は郵送になります。

【持参の提出先】川口市役所第二本庁舎3階 保育幼稚園課(所在地：川口市青木2丁目1番1号)  
【郵送の宛先】〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター  
※封筒に「認可外保育施設利用料補助金交付申請書在中」と記入してください。  
※消印日が申請月内である場合のみ有効となります。

## 補助金申請期間及び交付月

期別	利用月	申請月	交付月
第1期	4月から6月	7月	8月
第2期	7月から9月	10月	11月
第3期	10月から12月	1月	2月
第4期	1月から3月	3月	5月

※第4期の申請期間は3月1日から3月31日です。ご注意ください！  
※補助金対象月の前月末までに教育・保育給付認定の申請手続きを行うことが必要です！

例：9月に施設利用開始の方の場合、8月中に認定の申請手続きが必要となります。

■補助金に関する問い合わせ先  
川口市子ども部保育幼稚園課内  
川口市幼児教育無償化事務センター  
048-259-9043(直通)

二次元コードを読み取っていただくと、「川口市認可外保育施設利用料補助金」に関するページが開きます。

